

○熱海市都市公園条例

昭和41年3月29日

条例第4号

改正 昭和41年7月1日条例第18号

昭和42年7月5日条例第16号

昭和44年7月7日条例第14号

昭和45年3月30日条例第12号

昭和49年4月1日条例第8号

昭和52年3月29日条例第17号

昭和53年2月16日条例第3号

昭和53年10月9日条例第25号

昭和54年3月26日条例第7号

昭和55年3月31日条例第7号

昭和55年7月10日条例第22号

昭和57年6月26日条例第13号

昭和58年7月2日条例第8号

昭和61年3月19日条例第11号

平成元年7月5日条例第24号

平成2年3月26日条例第4号

平成4年3月24日条例第3号

平成7年3月24日条例第7号

平成9年3月26日条例第2号

平成11年3月29日条例第11号

平成12年3月24日条例第4号

平成12年3月24日条例第18号

平成13年10月2日条例第30号

平成16年12月21日条例第28号

平成17年3月18日条例第4号

平成17年10月5日条例第20号

平成18年6月30日条例第21号

平成20年7月2日条例第21号  
平成22年6月30日条例第9号  
平成23年3月16日条例第9号  
平成25年3月14日条例第18号  
平成25年12月20日条例第31号  
平成26年3月14日条例第4号  
平成29年3月21日条例第8号  
平成29年12月15日条例第25号  
平成30年3月16日条例第12号  
平成31年3月15日条例第9号  
令和2年3月18日条例第9号

注 昭和47年3月から改正経過を注記した。

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公園及び公園施設の設置基準（第3条—第6条）

第3章 公園の管理（第7条—第20条）

第4章 工作物の保管の手続等（第21条—第25条）

第5章 指定管理者による管理（第26条—第30条）

第6章 雑則（第31条—第35条）

第7章 罰則（第36条・第37条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平25条例18・一部改正）

（用語の定義）

第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (3) 有料公園 熱海市（以下「市」という。）が設置する公園のうち、有料で利用させるものをいう。
- (4) 有料公園施設 市が設置する公園施設のうち、有料で利用させるものをいう。

（平22条例9・平25条例18・一部改正）

## 第2章 公園及び公園施設の設置基準

（平25条例18・追加）

（公園の配置及び規模に関する基準）

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるところによる。

（平25条例18・追加）

（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

第4条 市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、43平方メートル以上とし、市の市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、3.5平方メートル以上とする。

（平25条例18・追加）

（市が設置する公園の配置及び規模の基準）

第5条 市が次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.1ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、1ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する

ことを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平25条例18・追加)

(公園施設の設置基準)

第6条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、次に掲げる公園の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の公園 100分の4
- (2) 敷地面積が1,000平方メートル以上の公園 100分の2

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項各号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲とする。

- (1) 政令第6条第1項第1号に規定する場合 同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- (2) 政令第6条第1項第2号に規定する場合 同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- (3) 政令第6条第1項第3号に規定する場合 同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- (4) 政令第6条第1項第4号に規定する場合 同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷

地面積の100分の2を限度として法第4条第1項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(平25条例18・追加、平30条例12・平31条例9・一部改正)

### 第3章 公園の管理

(平20条例21・改称、平25条例18・旧第2章繰下)

(行為の禁止)

第7条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石を採取し、又は土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 屋外広告物を掲示し、又は散布すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車類を乗り入れること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用又はその管理に当たり特に支障があると認められる行為をすること。

(平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第4条繰上・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第3条繰下)

(行為の制限)

第8条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについてはこの限りでない。

- (1) 物品の販売、靴みがき、募金その他これらに類する行為をすること。

- (2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。
  - (3) 興行を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、撮影会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
  - (5) 花火等火気を使用すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理に当たり支障があると認めてあらかじめ当該公園に掲示する行為をすること。
- 2 前項の規定により許可を受けた者が許可事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
  - 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
  - 4 市長は、第1項又は第2項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第5条繰上・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第4条繰下)

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園施設を利用させてはならない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
  - (3) 建物又は設備等を破損するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、公園施設の利用が不相当と認められるとき。

(平2条例4・平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第6条繰上・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第5条繰下)

(有料公園及び有料公園施設)

第10条 有料公園及び有料公園施設は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 有料公園を利用しようとする者（1月から3月までの期間内において市長が別に定める期間（以下「特定期間」という。）に利用しようとする者に限る。）又は有料公園施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、熱海市立澤田政廣記念美術館の入館その他の管理に関しては熱海市立澤田政廣記念美術館条例（昭和62年熱海市条例第1号）の定めるところによる。
- 4 有料公園及び有料公園施設（熱海市立澤田政廣記念美術館を除く。）の供用日及び供用時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。
- 5 第8条第4項の規定は、第2項の承認（以下「利用承認」という。）について準用する。

（昭54条例7・昭58条例8・昭61条例11・平2条例4・平11条例11・平12条例18・平17条例20・平18条例21・一部改正、平20条例21・旧第7条繰上・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第6条繰下・一部改正、平29条例25・一部改正）

（公園施設の設置又は管理の許可に係る申請書の記載事項）

第11条 法第5条第1項の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び営業種目並びに代表者の住所及び氏名。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の種類、構造、数量及び規模

カ 公園施設の管理方法

キ 公園施設を設けて営業するときは、その経営の方法及び収支見込

ク 工事の実施方法

ケ 工事の着手及び完了の時期

コ 公園の復旧方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設の種類及び数量

オ 管理の方法

カ 公園施設を管理して営業するときは、その経営方法及び収支見込

キ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 既に受けた許可の番号及び年月日

ウ 変更する事項及び変更の理由

エ その他市長の指示する事項

(平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第8条繰上・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第7条繰下)

(占用許可に係る申請書の記載事項)

第12条 法第6条第2項の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 占用物件の管理の方法

(3) 工事实施の方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 公園の復旧方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(平20条例21・旧第9条繰上・一部改正、平25条例18・旧第8条繰下)

(占用の変更許可に係る軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の様態替えて、当該占用物件の構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(平20条例21・旧第10条繰上・一部改正、平25条例18・旧第9条繰下)

(許可条件等)

第14条 市長は、公園管理上必要があると認めるときは、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第1項本文（第1号（募金に係るものに限る。））、第5号及び第6号を除く。）若しくは第2項の許可（以下「公園施設の設置等の許可」という。）を受けようとする者又は受けた者に連帯保証人を立てさせ、若しくは市長の定める保証金を納付させ、又は必要な担保を供せしめることができる。

（平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第11条繰上・一部改正、平25条例18・旧第10条繰下・一部改正）

（使用料）

第15条 利用承認を受けた者は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

2 公園施設の設置等の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を前納しなければならない。

（平20条例21・全改・旧第12条繰上、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第11条繰下）

（使用料の不還付）

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用承認又は公園施設の設置等の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、当該承認に係る利用又は当該許可に係る設置、管理、占用若しくは行為をすることができなかつたとき。

(2) 公園施設の維持管理のため、市長が利用承認又は公園施設の設置等の許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が正当な理由があると認めたとき。

（平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第13条繰上・一部改正、平25条例18・旧第12条繰下）

（使用料の減免）

第17条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（平20条例21・旧第14条繰上・一部改正、平25条例18・旧第13条繰下）

（損害賠償の義務）

第18条 公園を利用する者が、その者の責めに帰すべき理由によって市に損害を生じさせた

ときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(平2条例4・追加、平20条例21・旧第14条の2繰上・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第14条繰下)

(権利の譲渡等の禁止)

第19条 公園施設の設置等の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

(平20条例21・一部改正、平25条例18・旧第15条繰下)

(監督処分)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可又は承認(第26条第1項に規定する指定管理者が同条第2項の規定により行う許可又は承認を含む。)を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第17条繰上・一部改正、平25条例18・旧第16条繰下・一部改正)

#### 第4章 工作物の保管の手続等

(平17条例4・追加、平25条例18・旧第3章繰下)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第21条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(平17条例4・追加、平20条例21・旧第17条の2繰上、平25条例18・旧第17条繰下)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第22条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則に定める方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例4・追加、平20条例21・旧第17条の3繰下・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第18条繰下)

(工作物等の価額の評価の方法)

第23条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例4・追加、平20条例21・旧第17条の4繰下、平25条例18・旧第19条繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第24条 市長は、法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を熱海市公告式条例（昭和25年熱海市条例第19号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

- (1) 工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 入札執行の場所及び日時
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定による競争入札のうち指名競争入札の方法については、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 第1項の規定による随意契約の方法については、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（平20条例21・全改・旧第17条の5繰下、平25条例18・旧第20条繰下）

（工作物等を返還する場合の手続）

第25条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（平17条例4・追加、平20条例21・旧第17条の6繰下・一部改正、平25条例18・旧第21条繰下）

#### 第5章 指定管理者による管理

（平20条例21・追加、平25条例18・旧第4章繰下）

（指定管理者による管理）

第26条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第5左欄に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 指定管理者管理公園の管理に関する業務の範囲は、別表第5左欄に掲げる公園の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。この場合において、指定管理者は、第10条第4項た

だし書の規定により供用日又は供用時間の変更を行う場合には、市長の承認を受けなければならない。

(平20条例21・追加、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第22条繰下、平29条例8・一部改正)

(指定管理者の指定の手続等)

第27条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年熱海市条例第6号)の定めるところによる。

(平20条例21・追加、平25条例18・旧第23条繰下)

(利用料金の納付)

第28条 指定管理者が第26条第1項の規定により行う第8条第1項第1号(募金に係るものを除く。)から第4号まで若しくは同条第2項の許可又は第10条第2項の承認を受けた者は、当該指定管理者に対し、利用料金(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を前納しなければならない。ただし、当該指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、その管理に係る指定管理者管理公園の利用料金を別表第6及び別表第7に定める額(公の施設の相互利用に関する協定を締結した市町村の住民に対しては、市民と同様の額)の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、その納付を受けた指定管理者の収入とする。

(平20条例21・追加、平25条例18・旧第24条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第29条 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、その管理に係る都市公園の利用料金を減免することができる。

(平20条例21・追加、平25条例18・旧第25条繰下)

(利用料金の不還付)

第30条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平20条例21・追加、平25条例18・旧第26条繰下)

## 第6章 雑則

(平17条例4・旧第3章繰下、平20条例21・旧第4章繰下、平25条例18・旧第5章繰下)

(届出)

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事に着手し、及び完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により、公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項若しくは第2項又は第20条第1項若しくは第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し若しくは移転したとき。
- (7) 公園施設の設置等の許可を受けた者が、その住所又は氏名（法人にあってはその名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の住所若しくは氏名）を変更したとき。

(平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第18条繰下・一部改正、平25条例18・旧第27条繰下・一部改正)

(報告及び調査)

第32条 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、公園施設の設置等の許可を受けた者に対して、公園の使用状況について報告を求め、又は職員をして当該許可を受けた者が公園内に設けた施設又は物件の立入検査をさせることができる。ただし、立入検査をする場合には、当該許可を受けた者にあらかじめ通知しなければならない。

2 前項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを掲示しなければならない。

(平20条例21・旧第19条繰下・一部改正、平25条例18・旧第28条繰下)

(公園の区域の変更及び廃止)

第33条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の変更又は廃

止に係る区域その他必要と認める事項を公示しなければならない。

(昭61条例11・追加、平20条例21・旧第19条の2繰下・一部改正、平25条例18・旧第29条繰下)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第34条 第7条から第32条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第20条繰下・一部改正、平25条例18・旧第30条繰下・一部改正)

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例21・旧第21条繰下、平25条例18・旧第31条繰下)

## 第7章 罰則

(平17条例4・旧第4章繰下、平20条例21・旧第5章繰下、平25条例18・旧第6章繰下)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条(第34条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第7条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第8条第1項又は第2項(第34条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第8条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第20条(第34条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

(平17条例4・一部改正、平20条例21・旧第22条繰下・一部改正、平22条例9・一部改正、平25条例18・旧第32条繰下・一部改正)

第37条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例4・一部改正、平20条例21・旧第23条繰下・一部改正、平25条例18・旧第33条繰下)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に権原に基づいて公園において第5条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基づいてなお当該行為をすることができるものとされている期間に限り従前と同様の条件により、当該行為をすることについて第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

3 市長は、新たに第26条第1項の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が別表第5左欄に掲げる公園について行う同表右欄に掲げる業務を開始する前においても、第28条第2項の規定による承認を行うことができる。

(平22条例9・追加、平26条例4・一部改正)

附 則 (昭和41年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第12号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第8号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第17号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第3号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第7号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第7号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第11号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第7条及び別表の改正規定は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行前に既に法又はこの条例による使用許可を受けている場合の使用料については、改正後の熱海市都市公園条例第12条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年条例第4号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成2年規則第11号により平成2年8月1日から施行）

附 則（平成4年条例第3号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第7号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に既に使用等の許可を受けている場合の使用料等については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（ただし書略）

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第18号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第30号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成16年条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に既に使用の許可を受けている場合の使用料については、改正後の熱海市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正後の熱海市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第20号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の熱海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第5左欄に掲げる公園に係る新条例第22条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定に基づいて行う新条例第22条第1項の規定による指定に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）についての新条例第24条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例の施行前に改正前の熱海市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った許可その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園について行った同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 6 市長は、新たに新条例第22条第1項の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が新条例別表第5左欄に掲げる公園について行う同表右欄に掲げる業務を開始する前においても、新条例第24条第2項の規定による承認を行うことができる。

附 則（平成22年条例第9号）

改正 平成23年3月16日条例第9号

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
  - (2) 第1条及び第3条の規定 平成23年1月1日
  - (3) 第2条及び附則第4項から第6項までの規定 平成25年4月1日

(平23条例9・一部改正)

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の熱海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第5左欄に掲げる公園（姫の沢公園を除く。以下次項から第5項までにおいて同じ。）に係る新条例第22条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定に基づいて行う新条例第22条第1項の規定による指定に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）についての新条例第24条第2項の規定による承認は、第2条の規定の施行の日前においても、新条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。

(経過措置)

- 4 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の熱海市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った承認その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園について行った同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 5 第2条の規定の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

(平23条例9・一部改正)

(マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例（平成17年熱海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成23年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第31号）抄

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条中熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例附則の改正規定、第7条中マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例附則の改正規定、第8条中熱海市都市公園条例附則の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例第11条第1項、マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例第9条第2項及び熱海市都市公園条例第28条第2項に規定する承認は、この条例施行の前においても、第3条の規定による改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例別表、第7条の規定による改正後のマリンスパあたみの設置及び管理に関する条例第9条第2項並びに第8条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。

3 第4条の規定による改正後の熱海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第2条の規定、第6条の規定による改正後の熱海市初島漁港管理条例別表第1の規定、第8条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第3及び別表第4の規定、第10条の規定による改正後の熱海市立学校施設使用条例別表第1の規定並びに第11条の規定による改正後の熱海市民グラウンド条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用等の許可等に係る使用料等について適用し、同日前の使用等の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の熱海市都市公園条例別表第6に規定する回数券の利用料金を納付した者については、なお従前の例により利用することができる。

附 則（平成29年条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条の規定による改正後の熱海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第5左

欄に掲げる公園（熱海海浜公園に限る。附則第4項及び第5項において同じ。）に係る新条例第26条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。

- 3 前項の規定に基づいて行う新条例第26条第1項の規定による指定に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）についての新条例第28条第2項の規定による承認は、第2条の規定の施行の日前においても、新条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。

（経過措置）

- 4 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の熱海市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った承認その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園について行った同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 5 第2条の規定の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成30年条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定による熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第11条の改正規定、第6条の規定による初島漁港管理条例第13条及び第23条の改正規定、第7条の規定による熱海市都市公園条例第6条の改正規定、第8条の規定による熱海市駅前広場条例第8条の改正規定、第10条の規定による熱海市離島初島簡易水道条例第26条の改正規定、第11条の規定による熱海市下水道条例第31条及び第36条の改正規定、第12条の規定による熱海市温泉条例第7条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例第11条第1項、熱海市自転車等駐車場の設置

及び管理に関する条例第13条第1項及び熱海市都市公園条例第28条第2項に規定する承認は、この条例の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例別表、第5条の規定による改正後の熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表並びに第7条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の熱海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第2条の規定、第3条の規定による改正後の熱海市総合福祉センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の初島漁港管理条例別表第1の規定、第7条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第3及び別表第4の規定、第8条の規定による改正後の熱海市駅前広場条例別表の規定、第13条の規定による改正後の熱海市公民館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の熱海市立学校施設使用条例別表第1及び別表第2の規定並びに第15条の規定による改正後の熱海市民グラウンド条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可等に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第9号）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和2年規則第6号で令和2年4月5日から施行）

2 この条例による改正後の熱海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の2 有料公園施設の表姫の沢公園の項に掲げる有料公園施設（ビジターセンターに係るものに限る。）に係る新条例第26条第1項の規定により行う第10条第2項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の相当する規定の例により行うことができる。

別表第1（第10条関係）

（平22条例9・追加、平25条例18・平29条例8・令2条例9・一部改正）

1 有料公園

梅園

2 有料公園施設

公園の名称	有料公園施設の種類
-------	-----------

梅園	香林亭
	熱海市立澤田政廣記念美術館
小山臨海公園	南熱海マリンホール
	テニスコート
	多目的広場
姫の沢公園	スポーツ広場
	ビジターセンター
熱海海浜公園	マリンスパあたみ

別表第2（第10条関係）

（平20条例21・追加、平22条例9・旧別表第1繰下・一部改正、平25条例18・平29条例8・平29条例25・令2条例9・一部改正）

1 有料公園

公園の名称	供用日	供用時間
梅園	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後4時まで（特定期間に限る。）

2 有料公園施設

区分		供用日	供用時間
梅園	香林亭	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後4時30分まで
小山臨海公園	南熱海マリンホール	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
	テニスコート	1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
		7月1日から8月31日まで	午前7時から午後9時まで
	多目的広場	1月4日から12月28日まで	午前8時40分から午後5時まで
姫の沢公園	スポーツ広場	1月4日から2月末日まで及び11月1日から12月28日まで	午前9時から午後4時まで

		で	
		3月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで
	ビジターセンター	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
熱海海浜公園	マリンスパあ たみ	1月1日から12月31日まで (木曜日(その日が国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日に 当たるときは、その日後におい てその日に最も近い同法に規定 する休日でない日)を除く。)	午前10時から午後7時まで

別表第3 (第15条関係)

(平20条例21・全改・旧別表第1繰下、平22条例9・旧別表第2繰下・一部改正、平25条例18・平26条例4・平31条例9・一部改正)

1 有料公園

区分	単位		使用料
梅園	市民及び市内宿泊施設利用者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員を除く。)	1回	100円
	市民及び市内宿泊施設利用者以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員を除く。)	1回	300円

2 有料公園施設

区分		単位	使用料
梅園	香林亭	1号室	1日当たり
		2号室	1日当たり
		3号室	1日当たり

備考

- 「市民」とは、市内に住所を有する者及び熱海市別荘等所有税条例(昭和60年熱海

市条例第23号)第2条に規定する別荘等の所有者をいう(別表第6において同じ。)

2 「市内宿泊施設利用者」とは、寮、保養所その他これらに類する施設及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第5項に規定する下宿営業を除く。)の用に供する市内の宿泊施設に宿泊した者をいう(別表第6において同じ。)

別表第4(第15条関係)

(平20条例21・全改、平22条例9・平25条例18・平26条例4・平29条例8・平31条例9・一部改正)

区分		単位	使用料	
1	公園施設を設置する場合	1平方メートル当たり	月額20円	
2	公園施設を管理する場合	1平方メートル当たり	日額30円	
3	公園を占有する場合	電柱(支線、支柱及び支柱線を含む。)、 標識その他これらに類するもの	1本当たり	月額60円
		電線(地下に埋設するものに限る。)、 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートル当たり	月額10円
		公衆電話所その他これらに類するもの	1箇所当たり	月額200円
		競技会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル当たり	日額20円
4	第8条第1項各号に掲げる行為をする場合	仮設の茶店、売店その他の店舗による 物品の販売、靴みがきその他これらに類する行為	1平方メートル当たり	月額990円
		営業を目的とした写真又は映画の撮影	撮影機(写真機) 1台当たり	月額2,200円
		興行、競技会、展示会、博覧会、映画会、撮影会、集会その他これらに類する催し	1平方メートル当たり	日額33円

備考 使用料の算定は、次のとおりとする。

- 1 使用料に係る期間の計算については、当該期間が1月未満の場合及び1月未満の端数が生じた場合は、日割計算とする。
- 2 面積が1平方メートルに満たない場合及び1平方メートルに満たない端数が生じた場合は、1平方メートルに切り上げる。
- 3 延長が1メートルに満たない場合及び1メートルに満たない端数が生じた場合は、1メートルに切り上げる。
- 4 2の項及び3の項に規定する使用料については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に規定する非課税の貸付け（以下「非課税貸付け」という。）に該当しない場合は、当該消費税額を当該額に合算した額とする。
- 5 4の項に規定する使用料については、非課税貸付けに該当する場合は、当該消費税相当額を除いた額とする。
- 6 この表により算定した使用料に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第5（第26条関係）

（平20条例21・追加、平22条例9・平25条例18・平29条例25・一部改正）

公園名	業務の範囲
小山臨海公園、姫の沢公園、熱海海浜公園	(1) 第8条第1項本文（第5号を除く。）又は第2項の規定による許可及び同条第4項の規定による条件の付与 (2) 第9条の規定による利用の禁止及び制限（同条第2項第1号に掲げる事由が生じたことを理由とするものを除く。） (3) 第10条第2項の規定による利用の承認 (4) 第10条第4項ただし書の規定による供用日及び供用時間の変更 (5) 第10条第5項において準用する第8条第4項の規定による条件の付与 (6) 第20条第1項の規定による許可若しくは承認の取消し、その効力の停止又はその条件の変更 (7) 当該公園の維持管理に関する業務



			徒								4 利用時間を経過したときは、当該利用料金の1時間（1時間に満たない場合の端数は、1時間とする。） 当たり相当額に当該超過時間を乗じて得た額とする。
		その他の場合		2万 4,070	3万 4,770	4万 8,150	5万 8,850	8万 2,920	10万 7,000		
		準備等のため利用する場合（1時間につき）		530							
武 道 場	入場料の徴収しない場合	アマチュアスポーツ・レクリエーションに利用する場合	一般	740	1,070	1,490	1,810	2,560	3,310		5 スポーツホールの一部を占有して利用する場合、その利用面積が3分の2、2分の1又は3分の1の場合は、その割合に応じた利用料金とし、それに満たないときの利用料金においても、利用料金は当該利用料金のそれぞれ
			幼児・児童・生徒	530	740	1,070	1,280	1,810	2,350		
	その他の場合		2,140	3,210	4,280	5,350	7,420	9,630			
	入場料の徴収する場合	アマチュアスポーツ・レクリエーションに利用する場合	一般	2,140	3,210	4,280	5,350	7,420	9,630		
幼児・児童・生徒			1,600	2,240	3,210	3,850	5,420	7,060			
卓球（1台につき）				6,740	9,630	1万3,480	1万6,370	2万3,110	2万9,850		
			一般	530	740	1,070	1,280	1,810	2,350		
			幼児・児童・生徒	320	530	640	850	1,170	1,490		

バドミントン（1面のみの利用に限る。）		一般	850	1,280	1,710	2,140	2,990	3,850	3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。
		幼児・児童・生徒	530	740	1,070	1,280	1,810	2,350	
中ホール	入場料の類を徴収しない場合		4,280	6,420	1万7000	1万7000	1万7,120	2万1,400	6 冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍に相当する額とする。
	入場料の類を徴収する場合		1万2,840	1万9,260	3万2,100	3万2,100	5万1,360	6万4,200	
	準備等のため利用する場合（1時間につき）		530						
和室	入場料の類を徴収しない場合		1,490	2,140	3,630	3,630	5,770	7,270	
	入場料の類を徴収する場合		4,490	6,420	1万9,100	1万9,100	1万7,330	2万1,820	
第1会議室 第2会議室	入場料の類を徴収しない場合		740	1,070	1,810	1,810	2,880	3,630	
	入場料の類を徴収する場合		2,140	3,210	5,350	5,350	8,560	1万7,000	

第 3 会 議 室							
舞 台  ( ス ポ ー ツ ホ ー ル)	収益又は営利を目的と しない場合	1, 4 90	2, 1 40	3, 6 30	3, 6 30	5, 7 70	7, 2 70
	収益又は営利を目的と する場合	4, 4 90	6, 4 20	1万9 10	1万9 10	1万 7, 3 30	2万 1, 8 20
	準備等のため利用する 場合 (1時間につき)	220					
	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	当日券 (1人1回につ き)	320				
	回数券 (12回分)	3, 200					
用 具	ピアノ (1時間につき)	1, 070					

(2) テニスコート及び多目的広場

区分	単位	利用料金
テニスコート (1面当たり)	市民 午前及び午後1時間当たり	550円

		夜間1時間当たり	1,050円
	市民以外の者	午前及び午後1時間当たり	1,100円
		夜間1時間当たり	1,600円
多目的広場	市民以外の者	午前	2,200円
		午後	3,300円
		1日	5,500円

備考 単位の欄における午前、午後及び夜間の区分は、次のとおりとする。

1 午前 午前7時から正午まで

2 午後 正午から午後5時まで（1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで）

正午から午後7時まで（7月1日から8月31日まで）

3 夜間 午後5時から午後9時まで（1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで）

午後7時から午後9時まで（7月1日から8月31日まで）

## 2 姫の沢公園

### (1) スポーツ広場

区分	単位	市民又は市内宿泊施設利用者		市民又は市内宿泊施設利用者以外の者	
		一般	幼児・児童・生徒	一般	幼児・児童・生徒
営利を目的としない場合	1時間当たり	2,100円	1,050円	6,300円	3,150円
営利を目的とする場合	1日当たり	16万8,000円	8万4,000円	16万8,000円	16万8,000円

### (2) ビジターセンター

区分		単位	市民又は市内宿泊施設利用者	市民又は市内宿泊施設利用者以外の者
多目的会議室	営利を目的としない場合	1時間当たり	200円	600円

営利を目的とする 場合	1時間当 たり	600円	1,800円
----------------	------------	------	--------

備考

- 「営利を目的とする場合」とは、個人、団体又は法人が業として催物等で施設を利用することをいい、「営利を目的としない場合」とは、それ以外のものをいう。
- 「一般」とは、満3歳未満の者及び幼児・児童・生徒以外の者をいい、「幼児・児童・生徒」とは、幼児（満3歳以上の者で学齢に達しないものをいう。）、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- スポーツ広場の半面を利用する場合の利用料金は、上記料金の2分の1の額とする。
- ビジターセンター多目的会議室の冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍に相当する額とする。

3 熱海海浜公園

施設名	単位	利用料金
マリンスパあたま	1回	1,360円

別表第7（第28条関係）

（平20条例21・追加、平22条例9・平25条例18・平26条例4・平29条例8・平31条例9・一部改正）

区分		単位	利用料金
1	第8条第1項各号に掲げる行為をする場合	仮設の茶店、売店その他の店舗による物の販売、靴みがきその他これらに類する行為	1平方メートル当たり 月額990円
		営業を目的とした写真又は映画の撮影	撮影機（写真機）1台当たり 月額2,200円
		興行、競技会、展示会、博覧会、映画会、撮影会、集会その他これらに類する催し	1平方メートル当たり 日額33円

備考 利用料金の算定は、次のとおりとする。

- 1 利用料金に係る期間の計算については、当該期間が1月未満の場合及び1月未満の端数が生じた場合は、日割り計算とする。
- 2 面積が1平方メートルに満たない場合及び1平方メートルに満たない端数が生じた場合は、1平方メートルに切り上げる。
- 3 1の項に規定する利用料金については、非課税貸付けに該当する場合は、当該消費税相当額を除いた額とする。
- 4 この表により算定した利用料金に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。